高収益作物次期作支援交付金

〜申請・報告のながれ〜

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期日（令和２年） | 時　　間 | 会　　　場 |
| ７月７日（火） | 13：30～16：00 | 山川勤労者体育センター |
| 　　８日（水） | 開聞総合体育館サブアリーナ |
| 　　９日（木） | 指宿市民会館大ホール |

【手続きの流れ】

７／７(火)13:30～16:00　申請書類配布（山川勤労者体育センター）

８(水)13:30～16:00　申請書類配布（開聞総合体育館サブアリーナ）

９(木)13:30～16:00　申請書類配布（指宿市民会館）

　　　　　■　交付金の申請書書類の作成

　　　　　■　令和２年２月～４月分の出荷伝票の準備

７／17(金) 10:30～16:00　申請書提出（山川図書館）

　　20(月)　9:30～16:00　申請書提出（ふれあいプラザなのはな館）

21(火)　9:30～16:00　申請書提出（指宿市民会館）

22(水)　9:30～16:00　申請書提出（開聞総合体育館サブアリーナ）

**※実績報告書**

**様式配布**

７／31(水)　国への申請締切日

**（随時）市農業委員会から申請者へ農地基本台帳を郵送**

　　　　　■　農地基本台帳への取組項目等記入

　　　　（※　市農業委員会からの郵送封筒内に，今後の手続きを案内・・・利用権設定等）

【随時】市農業支援センター・ＪＡにて，申請書，実績報告書　受付

　　　　　※　国から突然公表される第〇次受付締切に，追加受付分の申請書，実績報告書の随時提出。

　　　　　　〇　ＪＡに出荷実績のある農業者・・・ＪＡいぶすき

　　　　　　〇　上記以外の農業者・・・指宿市農業再生協議会（指宿市農政課内）

|  |
| --- |
| **※　国の予算の状況から，今後突然，交付単価の変更（減額）や事業の早期終了が公表され****る可能性もあります。****取組を実施し，関係書類が準備できましたら，速やかに実績報告書を提出していただ****くことをお勧めします。** |

**「高収益作物次期作支援交付金」について**

　新型コロナウイルスの影響を受けた高収益作物について，次期作に前向きに取り組む生産者を支援するための交付金です。

**交付の対象者**　次の１～３の要件をすべて満たす農業者。

**１．今年２月から４月までに，野菜・花き・果樹・観葉等について**

**出荷実績がある，または廃棄等により出荷できなかった人**

・　出荷実績を確認するため，品目ごとの出荷伝票や出荷証明書，納品書等の一部の写しが

必要になります。

・　廃棄等により出荷できなかった人については，その理由を記載した書類（任意）が必要

　です。

**２．収入保険や農業共済等のセーフティネットに加入している，ま**

**たは加入を検討する人**

・　今回の新型コロナウイルス感染症の影響を教訓に，今後も懸念される自然災害等に備

え，「自己防衛」として生活補償の制度を利用しましょう。

**３．借地について，市農業委員会で利用権設定をしている，または**

**設定予定の農地の耕作者**

|  |
| --- |
| **【重　要】****７月２日（木）に県内で発生した新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団感染）発生の影響を考慮し，本交付金事業に伴う市農業委員会での農地基本台帳の発行については，後日，申請者が準備した返信用封筒にて送付します。****農地基本台帳に記載のない農地については，その農地の所有者（名義人）との間で，利用権設定をする必要があります。****今後の手続き等については，同封の案内文書をご確認ください。** |

**対象となる「高収益作物」とは？**

　　新型コロナウイルス感染症の発生以降の令和２年２月から４月までに，「卸売市場での売上

が，前年同月比２割以上減少」し，「令和２年２月以降に出荷実績がある，または廃棄等により出荷できなかった」品目の中から，農林水産省生産局長が定めた次のもの。

**「野菜」・「果樹」・「花き（観葉植物を含む）」・「茶」**

**事業の実施主体（申請受付等窓****口）**

新本市では，次の２団体が事業の窓口となり，事業申請や実績報告，交付金の交付などを行う実施主体となります。

　１．ＪＡに出荷実績のある農業者人の窓口：**いぶすき農業協同組合**

　２．上記1以外の農業者：**指宿市農業再生協議会**（指宿市農政課内）

**対象品目と交付額，必要な取組**

交付金は，次期作や厳選出荷等，次の３つの対象項目に対し，品目や取組項目について，取

組面積に応じた支援として交付されます。

１．需要対応のための生産支援

　２．需要促進のための取組支援

　３．厳選出荷の取組支援

**１．需要対応のための生産支援**

**※　令和２年２月～４月において，出荷実績がある，又は廃棄した品目に限る。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 栽培方法 | 対象品目詳細 | 10ａあたりの交付額 | 取組項目 |
| 露　地 | 野菜，花き（観葉含む），果樹，茶 | ５万５千円 | 次頁**①～⑧**のうち２つを実施 |
| 施　設 |
| 加温施設（空調装置），またはかん水装置を有する（雨よけハウスを除く）施設 | 花き（観葉含む）大葉。わさび | 80万円 | 次頁**①～⑦**のうち③と，ほかに１つを実施（③必須） |
| マンゴーおうとう，ぶどう | 25万円 | 次頁**①～⑦**のうち２つを実施 |

**【取組類型と交付対象面積】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組類型 | 取組項目 | 交付対象面積 |
| **ア　生産・流通コストの削減に資する取組**　　市場価格の下落や観光農園での来客減少などにより，販路の変更を余儀なくされた生産者が，機械化体系や大型コンテナなどを導入することにより，生産・流通コストの削減を実現 | **①　機械化体系の導入**　※　購入，レンタル，リース（いずれも可） | 導入機械の利用面積 |
| **②　集出荷経費の削減に資す****る資材の導入**　　（大型コンテナ，通い容器等の導入） | 利用する品目の作付面積 |
| **イ　生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組**　　新たな販路開拓転換を有利に進めるためには，特色ある高収益作物の生産性の向上，高品質化を一層推進する必要があることから，産地で戦略的に推進する品目や栽培技術の転換に要する資材等の導入を推進することにより，生産体制の強化を実現 | **③　品目・品種等の導入**（栽培技術の転換等） | 作付面積 |
| **④　肥料・農薬等の導入**（転換に必要資材導入等） | 取組実施面積（資材導入面積） |
| **⑤　かん水設備の導入**（品質向上に必要な機器等の導入） | 取組実施面積 |
| **ウ　土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組**新たな販路開拓や転換を進めるには，高収益作物の安定供給は必須であることから，次期作における土づくりや排水対策等を徹底することにより，高収益作物の供給力と生産体制の強化を実現 | **⑥　土壌改良・排水対策の実****施**（作柄安定に資する対策の実施等） | 取組実施面積 |
| **⑦　被害防止技術の導入**（作柄安定に資する対策の実施等） | 取組実施面積（資材又は機械の導入面積） |
| **エ　作業環境の改善に資する取組**開拓した販路の継続的な確保のためには，営農継続と安定化が重要であり，農作業事故の防止や作業者の代替性を向上させる観点から，農業機械安全装置の導入，ほ場周りの安全性の確保とともに，安全講習の受講等による安全への意識向上などを通じて，生産者の安全を確保するとともに営農の継続性を確保 | **⑧** | **労働安全確認事項の実施**（講習会の受講等） | 取組実施面積 |
| **農業機械への安全装置の追加導入，ほ場環境改善・軽労化対策の導入** |
| **オ　事業継続計画の策定の取組**農業者（農業団体）として，新型コロナウイルスに感染した場合の営農活動や出荷体制等を維持・継続するための体制を構築 | **事業継続計画の策定等** |

**※　交付単価５万５千円の取組は，①～⑧のうち２項目を実施。**

**※　交付単価80万円の取組は，①～⑦のうち，③とほか１項目を実施（⑧は取組対象外）**

**※　交付単価25万円の取組は，①～⑦のうち，2項目を実施（⑧は取組対象外）**

**【交付対象面積（交付単価５万５千円／10ａの場合）】**

　※　交付対象面積に対して，交付は一ほ場につき１回限り。

　※　交付対象面積の合計面積に，１ａ未満（高集約型品目は0.1ａ未満）の端数があるときは，

切り捨て。

　　　対象とならない取組例



**【取組例（交付単価５万５千円／10ａの場合）】**

　※　次の①～⑧の取組項目の中から２つを選択し，各取組内容例から１つずつを実施。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組類型 | 取組項目 | **取組内容** |
| ア　生産流通コストの削減に資する取組 | ①　機械化体系の導入 | **〇定植機　〇収穫機　〇その他農業機械　の利用****〇乗用型摘採機　〇可変型摘採機等　の利用****〇乗用型管理機（防除機，中切り機，ＳＳ等）の利用****〇可搬型刈ナラシ機等の管理機械の利用****〇自動式・リモコン式草刈機の利用　〇農業機械の共同利用****〇その他これに準ずる取組（　　　　　　　　　　　　　）** |
| ②　集出荷経費の削減に資する資材の導入 | **〇大型鉄コンテナ　〇選果機　〇選花機　の利用****〇パレット　〇通い容器　〇自動包装機　の利用****〇産地等で推奨する梱包資材（段ボール等）の利用****〇生葉トラックコンテナ　〇オートテーパーの利用****〇その他これに準ずる取組（　　　　　　　　　　　　　）** |
| イ　生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組 | ③　品目・品種等の導入 | **〇産地等で推奨する品目又は品種の栽培****〇異なる茶種への転換（前煎からかぶせ茶等）****〇その他これに準ずる取組（　　　　　　　　　　　　　）** |
| ④　肥料・農薬等の導入 | **・産地等で推奨する　〇肥料　〇農薬　〇資材　の利用****〇点滴施肥　〇総合的病害虫管理　の実施****〇その他これに準ずる取組（　　　　　　　　　　　　　）** |
| ⑤　かん水設備等の導入 | **〇かん水装置（スプリンクラー等）の利用****〇換気装置　〇空調機器　〇ＬＥＤ照明装置　の利用****〇分析装置　〇気象関連機器　〇冷蔵貯蔵庫　の利用****〇その他これに準ずる取組（　　　　　　　　　　　　　）** |
| ウ　土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組 | ⑥　土壌改良・排水対策の実施 | **〇天地返し　〇暗きょ施工　の実施****〇浅耕等の耕うんの実施　〇敷き草等の有機物の投入****〇土壌改良資材の施用　〇堆肥の投入　〇土壌分析の実施****〇その他これに準ずる取組（　　　　　　　　　　　　　）** |
| ⑦　被害防止技術の導入 | **〇土壌消毒の実施　〇不織布　〇二重張りカーテン　の利用****〇防虫ネット　〇防風ネット　〇電撃殺虫器　の利用****〇防霜ファン等の利用****〇その他これに準ずる取組（　　　　　　　　　　　　　）** |
| エ　作業環境の改善に資する取組 | ⑧ | 労働安全確認事項の実施（講習会の受講等） | **〇安全講習会（ｅラーニング含む）の受講****〇農作業安全啓発動画の視聴　〇機械の点検****〇その他これに準ずる取組（　　　　　　　　　　　　　）** |
| 農業機械への安全装置の追加導入，ほ場環境改善・軽労力対策の導入 | **〇トラクター安全装置の装着****〇畦畔自動草刈り機の利用　〇ほ場進入路の改良****〇アシストスーツの利用****〇その他これに準ずる取組（　　　　　　　　　　　　　）** |
| オ　事業継続計画の策定の取組 | 事業継続計画の策定等 | **〇ＪＡ等による事業継続計画の策定****〇事業継続計画に基づく資材備蓄****〇その他これに準ずる取組（　　　　　　　　　　　　　）** |

**【取組例（交付単価80万円／10ａ・25万円／10ａの場合）】**

　※　次の①～⑦の取組項目の中から２つを選択し，各取組内容例から１つずつを実施。

　※　80万円／10ａの場合は，イの③「品目・品種等の導入」は必須

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組類型 | 取組項目 | **取組内容** |
| ア　生産流通コストの削減に資する取組 | ①　機械化体系の導入 | **〇定植機　〇その他農業機械　の利用****〇農業機械の共同利用****〇その他これに準ずる取組（　　　　　　　　　　　　　）** |
| ②　集出荷経費の削減に資する資材の導入 | **〇選花機・選果機　〇パレット　〇通い容器　の利用****〇産地等で推奨する梱包資材（段ボール等）の利用****〇自動包装機　〇オートテーパーの利用****〇その他これに準ずる取組（　　　　　　　　　　　　　）** |
| イ　生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組 | ③　品目・品種等の導入 | **〇産地等で推奨する品目又は品種の栽培****〇その他これに準ずる取組（　　　　　　　　　　　　　）** |
| ④　肥料・農薬等の導入 | **・産地等で推奨する　〇肥料　〇農薬　〇資材　の利用****〇点滴施肥　〇総合的病害虫管理　の実施****〇その他これに準ずる取組（　　　　　　　　　　　　　）** |
| ⑤　かん水設備等の導入 | **〇加温装置（ボイラー，ヒートポンプ等）の利用****〇空調装置の利用****〇かん水装置（スプリンクラー，点滴かん水チューブ等）の利用****〇自動カーテン装置　〇ミストファン　の利用****〇Ｃｏ２供給装置　〇複合環境制御装置　の利用****〇ＬＥＤ照明装置　〇冷蔵貯蔵庫　の利用****〇気象関連機器の利用****〇その他これに準ずる取組（　　　　　　　　　　　　　）** |
| ウ　土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組 | ⑥　土壌改良・排水対策の実施 | **〇天地返し　〇暗きょ施工　の実施****〇浅耕等の耕うんの実施　〇敷き草等の有機物の投入****〇土壌改良資材の施用　〇堆肥の投入　〇土壌分析の実施****〇その他これに準ずる取組（　　　　　　　　　　　　　）** |
| ⑦　被害防止技術の導入 | **〇土壌消毒の実施****〇不織布　〇二重張りカーテン　の利用****〇防虫ネット　〇防風ネット　〇電撃殺虫器　の利用****〇その他これに準ずる取組（　　　　　　　　　　　　　）** |

**２．需要促進の取組支援**

　◆　交付単価：２２,０００円／10ａあたり

　◆　交付対象面積は，以下ア～ウの取組類型ごとの取組面積

　◆　同一ほ場において，同一の取組類型の複数の取組項目に取り組んだ場合には，その大きい面積を導入面積とする。

　　　 例）　50ａのほ場で，アの①新規契約の締結で30ａ，②追加契約の締結に20ａの場合，

30ａが導入面積。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取　組　類　型 | 取　組　項　目 | 導入面積 |
| **ア　新たな直販等を行うためのＨＰ等の環境整備**新たな需要に対応するため，既存の販売ルートに加え，新たな契約先の確保や直接販売などにより販路を拡大することにより，需要の変動に影響されない生産・販売体制の確立を実現 | **①　新規契約の締結** | 新規契約面 |
| **②　追加契約の締結** | 追加契約面積 |
| **③　需要開拓による販路の変更** | 取引成立面積 |
| **イ　新品種・新技術導入等に向けた取組**価格競争力を高める新品種・新技術を導入することにより，生産される高品質で希少性のある高収益作物を商材として，国内外の新たな販路を開拓することにより，収益性の高い経営基盤の確立を実現 | **①　都道府県知事が定める新品種の導入** | 導入面積 |
| **②　都道府県知事が定める新技術の導入** |
| **ウ　海外の残留農薬基準の対応又は有機農業・ＧＡＰ等の取組**輸出を視野に入れた海外の残留農薬基準等に対応した栽培法への転換や，国際水準の有機農業を目指し，生産基盤の強化を実現 | **①　残留農薬基準への対応** | 取組面積 |
| **②　有機農業の認証取得に向けた　取組** |
| **③　ＧＡＰの認証取得に向けた取****組** |
| **④　ＭＰＳ（花き生産総合認証）　の取得に向けた取組** |

**【交付対象面積（交付単価２万２千円／10ａの場合）】**

　※　交付対象面積は，取組類型ア～ウごとの取組面積。

　※　各取組類型での交付は，一ほ場につき１回限り。

※　交付対象面積の合計面積に，１ａ未満の端数があるときは，切り捨て。

　＜交付対象面積の算定例＞



**３．厳選出荷の取組支援**

新型コロナウイルス感染症の影響を受け，品質の高いものに限定して出荷する「厳選出荷」に取り組んだ期間について，取組を行った人数・日数に応じて支援する。

　◆　対象品目　・花き

・茶

・施設栽培の大葉及びわさび

・都道府県知事からの協議に基づき，必要を認められた品目

◆　交付単価　２,２００円／人・日

◆　算定基準　産地等の厳選出荷計画や作業日誌等に基づき，作業従事者数及

び日数を確認。

　◆　取組例

|  |  |
| --- | --- |
| 花　き | 〇フラワーネット張りの調整　　〇施肥（追肥・葉面散布）〇防除　　〇芽かき・摘花・整枝　　〇選別・荷造り〇出荷調整（冷蔵貯蔵施設等を利用した長期保管による出荷量調整）等 |
| 大　葉・わさび | 〇施肥（追肥・葉面散布）　　〇防除　　〇摘葉〇灌水管理　　〇遮光管理　　〇選別・調整〇出荷調整（冷蔵貯蔵施設等を利用した出荷量調整）等 |
| 果　樹 | 〇施肥（追肥・葉面散布）　　〇防除　　〇摘果・摘粒〇灌水管理　　〇植調剤の適期処理　　〇選別・荷造り〇出荷調整（冷蔵貯蔵施設等を利用した長期保管による出荷量調整）等 |
| 茶 | 〇被覆　　〇化粧ならし・遅れ芽除去　　〇手摘み〇生葉の格付け・コンテナによる分別〇風力選別機による木茎の除去　等 |

**事業取組の注意点**

　※　国の交付金事業であることから，会計検査院の検査の対象事業となります。

本市が検査の対象となった場合は，申請者（事業実施者）の中から複数人

を抽出して，書類審査やほ場の現地調査などが実施されることがあります。

　　　その際，会計検査院が証拠書類等を確認ができなかったり，交付対象外の面積で交付されている（【例】畦畔部分を除いていなかなかったり，施設（ハウス）面積ではなく，農地基本台帳に記載の農地面積で交付を受けている）場合などは，交付金の返還となりますので，必ず，証拠となる書類の準備・保管，実際の取組面積の記載に注意しましょう。

**１．今回の申請に必要なもの**

**（※　新型コロナウイルス感染症クラスター（集団感染）発生により，手続きを一部変更しています。）**

**(１)　作付品目や交付対象の取組項目・取組面積を申請者自身で記入した「事**

**業取組表」**

〇　本来は，市農業委員会から「農地基本台帳」の交付を受け，農地基本

台帳に取組項目等を記入してもらう予定でした。

　しかし，県内初の新型コロナウイルス感染症クラスター（集団感染）

の発生を受け，市農業委員会に農地基本台帳の交付を求めて訪れる方々

の混雑を回避するため，事業取組表による提出としました。

　申請書提出者には後日，市農業委員会から申請者の農地基本台帳を郵

送します。

　　　※　今回の申請受付期間（７月17日・20～22日）は，国の第2次公募締切日（７月31日）に間に合わせるために設定しています。

　　　　　今後も随時，第３次・第４次の公募を想定しています。

**(２)　令和２年２月～４月までの品目ごとの出荷証明書や納品書等の写し**

〇　ほ場ごとに作付け品目が異なる場合は，それぞれの品目が確認できるものを１つずつ（期間中の全出荷分は不要）。

**２．申請後，提出していただくもの**

**※　市農業委員会が交付する「農地基本台帳」**

〇　申請書提出後，申請者の農地基本台帳が郵送されます。

郵送された農地基本台帳に，取組品目等を記入し，提出してください。

詳細は，後日郵送される封筒内に，案内文書等を同封しますので，ご確

認ください。

**３．実績報告に必要なもの**

　※　所定の実績報告書関係書類（別紙様式第８－１号，第8－２号）に添付するものとして，選択した取組の実施に関するものの添付が必要です。

　　　取組項目によって，添付資料は異なります。

　　　誰が見ても取組が確認できると思われる以下の資料等を準備してください。

**(１)　取組実施に要した経費を確認できる書類**

〇　堆肥など，選択した取組に対する購入資材等の領収書の写しなど。

**(２)　取組実施を確認できる資料**

①　作業日誌等

・　機器等の使用や堆肥散布を確認するため

・　取組を行った日を明らかにするため

②　ほ場の写真

・　基本，１筆ごと（複数筆を一帯として利用しているで場合は，**１ほ**

**場ごと）**に「取組前」・「取組後」・「作付後」の写真３枚。

例）すでに堆肥散布を終えている場合は，「取組後」となる現状の写

　真と「作付後」の写真の２枚を提出。

　　　　※　写真は，申請者自身で準備（プリント）していただき，全ての写真の裏面には，「撮影日」，「住所（同姓同名の確認にため）」，「氏名」を記入してください。

**(３)　施設（ハウス）面積を確認できる書類**

〇　共済加入明細や降灰ハウスの事業導入図面などの写しなど。